

～令和7年度国民健康保険税のおしらせ～

現在、国民健康保険税は市町村ごとに算定されており、各市町村によって保険税に差が生じています。

北海道では、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険税負担となるよう、令和12年度までに保険税率の統一を目指しています。

本村の令和7年度国民健康保険税は次のとおりとなりますので、お知らせします。

※介護分は40歳以上65歳未満の方が対象です。
※課税限度額の改正は地方税法の改正に伴うものです。

＜令和7年度国民健康保険税率の内容＞

区 分		改 正 後
医 療 分	所 得 割 率	7.10%
	資 産 割 率	20.00%
	均 等 割 額	25,000円
	平 等 割 額	27,000円
	課 税 限 度 額	660,000円
後 期 分	所 得 割 率	2.72%
	資 産 割 率	—
	均 等 割 額	7,500円
	平 等 割 額	16,000円
	課 税 限 度 額	260,000円
介 護 分	所 得 割 率	2.49%
	資 産 割 率	—
	均 等 割 額	8,700円
	平 等 割 額	11,000円
	課 税 限 度 額	170,000円

＜未就学児 均等割軽減について＞ 未就学児分の均等割軽減(令和7年度税額ベース)

均等割額の軽減	区 分	均等割額	
		軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	25,000円	12,500円
	後期分	7,500円	3,750円
2割軽減	医療分	20,000円	10,000円
	後期分	6,000円	3,000円
5割軽減	医療分	12,500円	6,250円
	後期分	3,750円	1,875円
7割軽減	医療分	7,500円	3,750円
	後期分	2,250円	1,125円

令和4年4月より、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である）を対象に、保険料均等割額の5割が軽減されます。

※所得の基準による軽減措置が該当する場合は、軽減措置後の均等割の5割が軽減されます。

※介護分は40歳から65歳未満までの方が対象となり、未就学児は対象外です。

＜国民健康保険の一部負担金の減免制度について＞

本村の国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関等の窓口で支払う医療費（一部負担金）の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を減免することが出来ます。

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせください。

＜産前産後期間の軽減制度について＞

令和6年1月から子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から国民健康保険に加入されている方が出産する際、産前産後の4カ月間（多胎妊娠の場合6カ月間）の国民健康保険税を軽減する制度が創設されました。

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせください。

令和7年度の納税通知書は、6月下旬に発送します。

お問い合わせ先～鶴居村役場住民生活課保険年金係 TEL 0154-64-2113